

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年 6 月30日
【会社名】	東テク株式会社
【英訳名】	TOTECH CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長尾 克己
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目11番11号
【電話番号】	(0 3) 6 6 3 2 - 7 0 0 0
【事務連絡者氏名】	人事総務本部総務部長 堀之内 智明
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目11番11号
【電話番号】	(0 3) 6 6 3 2 - 7 0 0 0
【事務連絡者氏名】	人事総務本部総務部長 堀之内 智明
【縦覧に供する場所】	東テク株式会社 大阪支店 (大阪市中央区平野町四丁目 2 番 3 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2023年6月28日開催の当社第68回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金113円

配当総額 1,555,030,742円

剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 監査等委員会設置会社へと移行するため、定款の一部を変更する。

2. 業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、定款の一部を変更する。

3. 剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするため、定款の一部を変更する。

4. 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、草野和幸、長尾克己、金子清貴、小山馨、斎藤政賢、宇佐美敦子の6氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、中溝敏郎、荒田和人、神尾大地の3氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の賞与を含めた報酬額を「年額600百万円以内（うち社外取締役分年額100百万円以内）」と設定する。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を「年額100百万円以内」と設定する。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を、上記第5号議案で承認可決された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の賞与を含めた報酬等の報酬額とは別枠にて「年額100百万円以内」と設定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	113,702	10,058	857	（注1）	可決（91.241）
第2号議案	105,181	19,436	0	（注2）	可決（84.403）
第3号議案					
草野 和幸	116,509	7,198	910	（注3）	可決（93.493）
長尾 克己	113,391	10,316	910	（注3）	可決（90.991）
金子 清貴	121,753	1,831	1,033	（注3）	可決（97.701）
小山 馨	121,703	1,828	1,086	（注3）	可決（97.661）
斎藤 政賢	121,876	1,831	910	（注3）	可決（97.800）
宇佐美 敦子	121,929	1,831	857	（注3）	可決（97.842）
第4号議案					
中溝 敏郎	121,935	1,825	857	（注3）	可決（97.847）
荒田 和人	93,871	29,889	857	（注3）	可決（75.327）
神尾 大地	122,118	1,642	857	（注3）	可決（97.994）
第5号議案	122,449	1,449	719	（注1）	可決（98.260）
第6号議案	122,449	1,449	719	（注1）	可決（98.260）
第7号議案	100,871	22,889	857	（注1）	可決（80.944）

（注） 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

1. 第1号議案、第5号議案、第6号議案及び第7号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分の集計により各決議事項が可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上